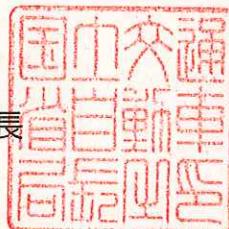




国自安第245号  
平成28年2月3日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



### 運転者に対する運転技能の指導の徹底について

本年1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線碓氷バイパスにおいて、貸切バスが反対車線を越えて、道路右側に転落、乗員・乗客15名が死亡し、乗客26名が重軽傷を負うという重大な事故が発生した。安全の確保が全てに優先されるべき公共交通機関において、このような事態が生じたことは誠に遺憾である。

事故原因については、現在、警察において捜査中であり、また、事業用自動車事故調査委員会においても調査を実施しているところであるが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もある。

このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、貴協会傘下会員に対し、改めて下記事項について徹底を図られたい。

なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添える。

### 記

- 1 新たに雇い入れた運転者であって、過去3年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

- 2 新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。
- 3 その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センター等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成24年3月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

以 上